一宮市告示第４９４号

一宮市自転車等の放置の防止に関する条例（平成６年一宮市条例第３４号）第１３条第１項の規定により、自転車等を保管したので、同条第２項前段の規定により次のとおり告示する。

令和８年１１月４日

一宮市長　　中　野　正　康

１　保管した自転車等及び撤去した場所

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり（「返却」欄に日付の記載のあるものを除く。）

なお、同台帳において、「A」、「B」、「C」及び「D」は、別紙図面の「A」、「B」、「C」及び「D」の地区とする。

２　撤去した日時

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり

時間：午前１０時００分から午後４時００分までの間

３　保管する期限

告示の日から起算して６月を経過するまで

４　保管及び返還を行う場所

保管・返還場所：一宮市栄４丁目６番１１号

一宮駅自転車等一時保管所

（電話：０５８６－７１－７１００）

５　返還のための手続を受け付ける時間

午後１時から午後７時まで

６　その他

３の保管する期限前であっても、自転車等の保管に不相当な費用を要する場合は、一宮市自転車等の放置の防止に関する条例第１４条第１項及び一宮市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第１１条の規定により、２ヶ月の経過後、当該自転車等を売却したり、廃棄処分したりすることがありますので、ご注意下さい。

放置禁止区域自転車撤去台帳

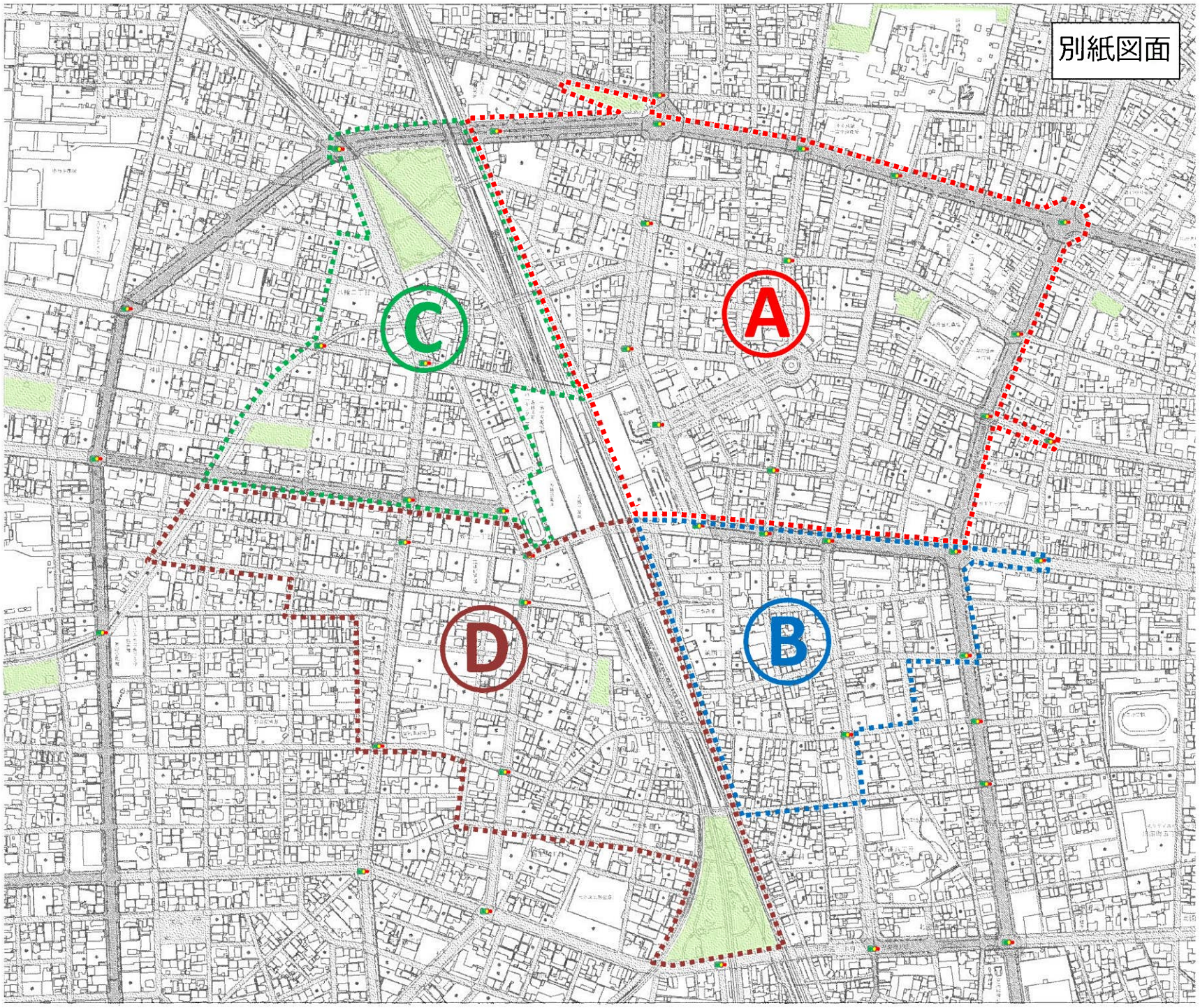
撤去日　令和　8　年　10　月　27　日

地区	No.	警告時刻 / 撤去時刻	氏名 / 住所 / 撤去場所	防犯登録			車体番号	特徴 色	特徴 スタンド	特徴 荷台	備考	返却
A	1	10:30 / 13:30	すき家	03	7	45118	2Y02879	シルバー	両	有		10/27
		: / :										
		: / :										
		: / :										
		: / :										
		: / :										
		: / :										
		: / :										
		: / :										
		: / :										
		: / :										

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日　令和 5 年 11 月 1 日

地区	No.	警告時刻 撤去時刻	氏名 撤去場所	住所	防犯登録			車体番号	特徴 色	スタンド	荷台	備考	返却
A	1	8:10 14:00	本町南口		25	7	18025	F24V24138	黒	両	有		
〃	2	8:10 14:00	本町南口		25	7	15914	JH3K01143	黒	両	有	[redacted]	
〃	3	8:10 14:05	本町しぶかみや		25	7	46043	B3K08016	白	両	無		
〃	4	8:25 14:10	本町オゼキ		25	7	64254	62H05394	黒	両	有	カゴ車	11/1
〃	5	8:25 14:10	本町オゼキ		25	7	05402	A24AB48567	紺	両	有		11/1
〃	6	8:20 14:15	本町RIRI				なし	ZX太044 732	白	片	無		11/1
		: :											
		: :											
		: :											
		: :											


別紙図面
A
B
C
D